

1. 事業の必要性・概要

P C B 廃棄物特別措置法の施行後 10 年が経過したことを踏まえ、同法附則第 2 条に基づき施行状況の検討を行うため「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、P C B 廃棄物に関する今後の施策について検討した。平成 24 年 8 月に本検討委員会の報告書「今後の P C B 廃棄物の適正処理推進について」がとりまとめられた。

拠点的広域処理施設については、従来から取り組んできた小規模な改造を積極的に行うとともに、中規模・大規模な改造については、その効果が十分大きいと考えられる場合に実施すべきであることについて提言され、これを踏まえた改造等の実施を図る必要がある。

また、北海道事業所の P C B 汚染物の処理を平成 25 年度に開始できるよう増設工事を着実に推進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）処理促進のための改造

比較的長期間処理にかかる見込みの機器について処理能力を増強するため、比較的早期に処理が終わる見込みのラインを改造する。

（2）小規模な改造

従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。

（3）北海道事業所の増設工事

平成 25 年度から安定器等 P C B 汚染物の処理を開始できるよう増設工事を着実に進める。

3. 施策の効果

P C B 廃棄物の処理の体制を確保するとともに、適正かつ確実な処分の確保を図る。

PCB処理施設整備事業

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。

- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画でJESCO活用を明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ(政令で平成28年と規定)

特措法施行から10年が経過

- 高圧トランス・コンデンサ等については、現在の処理ペースを続けた場合最大平成49年まで処理に時間がかかってしまう。
- 安定器については、北九州と北海道以外の地域では処理体制の見込みが立っていない。
- 法の施行後に判明した微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進が急務

PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

(PCB特措法附則第2条に基づく検討を実施)

「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」
(平成24年8月)

	現状・課題	今後の対策
北九州事業所	これまでに増設等の設備の能力増強対策を実施している。安定器についても施設整備が終了している。	● 安定器等の処理については、耐火材損耗の点検・補修期間の短縮等により、処理能力の増大を図る。
豊田事業所	小型トランス処理ラインが比較的早く終わる一方で、車体トランスや、特殊形状コンデンサの処理に課題がある。	● 車載トランスの予備洗浄工程をより効率の良い工程に変更。 ● 小型トランスの処理終了後に、同ラインを特殊形状コンデンサの手解体処理ラインに改造
東京事業所	大型トランス等の処理に長期を要する見込みであり、抜本的な対策を講じる必要がある。	● 低濃度物の処理終了後に、高濃度物処理のための設備を設置し、大型トランス、車載トランス等の処理能力を増強させる。
大阪事業所	小型トランス処理ラインが比較的早期に処理が終わる一方、残数が多い大型トランスの処理に長期間を要する見込み。	● 小型トランス処理ラインの部分改造を行い、大型トランスのうち比較的小さなものを処理する。
北海道事業所	小型トランス処理ラインが比較的早期に処理が終わる一方、大型コンデンサ等の処理に長期間を要する見込み。増設工事として安定器等のPCB汚染物の処理施設を整備中。	● 小型トランス処理ライン等の改造を行い、大型コンデンサを処理するラインに改造する。 ● 平成25年度から安定器等PCB汚染物の処理を開始できるよう増設工事を着実に進める。